



くらしのフレッシュ便



3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震において被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

相談ファイル

～ 布団の点検商法、長時間の営業に根負け ～

《相談内容》

布団の販売とクリーニングをしているという業者が訪問してきた。布団を見せて欲しいと言うので、見せると「大変です。」と汚れを指摘された。一ヶ月に払える金額を聞かれ、購入することで商品が決まった。4時間くらい営業されて、断る気力もなく、業者は商品の布団を置いて、代わりに古い布団を持ち帰った。クリーニング・オフしたいが、使用していてもできるだろうか？(20代, 男性)



《アドバイス》

相談者には使用していてもクリーニング・オフができることや書面の書き方を説明しました。

広島県消費生活課では今年1月に法令違反の布団の訪問販売業者1社に対して、六ヶ月間の「業務停止命令」を出しています。しかし、このようなトラブルは後を絶ちません。不意に訪れて来て、「点検する」というような業者は警戒して、必要が無ければ家の中に入れずにキッパリ断ってください。訪問販売では8日間以内ならクリーニング・オフができ、無条件で解約が可能です。また、訪問してきた業者に帰るように求めても帰らなかったり、ウソの説明を受けた場合などは契約を取り消すことも考えられます。トラブルになったら、お近くの市町や県の消費生活相談窓口にご相談してください。

生活情報ファイル

～ 震災に関する^{ぎえんきん}義捐金詐欺にご注意ください～

福祉団体や公的機関などを名乗り、義捐金をだまし取ろうとする義捐金詐欺と疑われる事例の情報が全国の相談窓口へ寄せられていることについて、消費者庁から注意喚起がありました。義捐金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。

全国の窓口へ情報が寄せられた事例・手口

- ・ 社会福祉関係団体を名乗り、義捐金の訪問集金を行うという電話があった。
- ・ 市役所の職員を名乗り、義捐金の名目で金銭の振込みを依頼する電話があった。
- ・ 「カニを半額で買わないか。売上金の一部を義捐金にする。」という電話があった。
- ・ 義捐金を募集するメールが届いたが、メールに書かれているリンク先が実際はアダルトサイトであった。

消費者へのアドバイス

- 公的機関が、各家庭に電話等で義捐金を求めることはありません。事例のような電話があったら、当該公的機関に確認してください。
- 義捐金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。
- 口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- 不審に思ったり、被害に遭ったときは、お近くの消費生活相談窓口や警察まで御相談ください。

相談窓口

消費者ホットライン：電話0570-064-370

警察（警察安全相談窓口）：電話#9110

試してみよう、消費者力！第1回

Q 地震保険について述べた文のうち、正しいものを選びなさい。

- 1 地震保険は単独でも契約できる。
- 2 建物の契約金額の上限は決められていない。
- 3 家財の契約金額の上限は決められていない。
- 4 地震保険の対象となる建物は居住用のみである。

【第6回消費者力検定（平成21年度実施）一般コースから】

くらしのまめちしき

～消費者庁「子どもを事故から守るプロジェクト」について～

1～14歳の子どもの死因の第1位は、「不慮の事故」です。

子どもの事故の予防に関しては、「子育てに忙しくて必要なときに欲しい情報が入手できない、優れた取組が関係者間で共有できていない、単に注意を呼びかけるだけでは限界がある」といった声があることから、消費者庁では次の3つを柱として、「予防」の観点に立って「子どもを事故から守る」ことに取り組んでいます。

- ①保護者に対する情報のつなぎ。子どもにとって何が危険で、どのように注意すべきか等に関する情報の提供。
- ②地方公共団体、学校等の関係者に対する情報のつなぎ。他の関係者の取り組んでいる様々な事例等を紹介。
- ③事故原因となる製品、施設の改良の促進。

○見てみよう「携帯サイト」と「パソコン用ホームページ」。登録しよう「子ども安全メール」！

消費者庁では子どもの年齢や月齢に応じた事故や予防に関する情報を提供する「携帯サイト」と「パソコン用ホームページ」を開設しています。また、主に0歳～小学校入学前の子どもを持つ保護者の方を対象に、子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を知らせる「子ども安全メール from 消費者庁」に登録していただいた方に毎週届けています。

サイト・ホームページは

- 携帯サイト → <http://www.caa.go.jp/m/>
- パソコン用ホームページ → <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

メール配信の登録は

- 「子ども安全メール from 消費者庁」（原則毎週木曜日に発行）
登録はこちら → <http://www.caa.go.jp/m/>（携帯電話用）
<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/>（パソコン用）
過去の配信メール → <http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/>



「試してみよう、消費者力！第1回」解答と解説⇒地震保険は単独では契約できず、火災保険と組み合わせて契約しなければならない。対象となるのは居住用建物と家財である。契約金額には上限があり、居住用建物は5000万円、家財は1000万円と決められている。（正解—4）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 総務管理部 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先でご自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町）●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。